

役員選任規程

（総 則）

第 1 条 本規程は、定款第 28 条による役員の選任に関する事項を定める。

2 役員の選任にあたっては、定款に定めるものの他、この規程に定めるところによる。

（範 囲）

第 2 条 理事は役員候補者選考委員会の推薦を受けた者について、評議員会が選任する。ただし次の

（ 2 ）については役員候補者選考委員会の推薦の対象外とし、評議員会で選任するものとする。

（ 1 ）役員候補者選考委員会の推薦を受けたのうち評議員会で選任された者 13 名以内

（ 2 ）全国組織の連盟（実業団・学連・高体連・プロ協会より各 1 名）の推薦を受けた者 4 名

（ 3 ）会長の推薦する学識経験者 3 名以内

2 監事は、この法人の定款に定める 2 名以上 3 名以内の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

（理事候補者選考の制限）

第 3 条 理事の候補者は、次のいずれかの要件に該当してはならない。

（ 1 ）当該理事が選任される評議員会開催時に 70 歳以上の者

（ 2 ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けなくなった日から 5 年を経過しない者

（ 3 ）選任によって理事としての連続した在任期間が 10 年を超えることが想定される者

2 理事候補者の構成は原則として、女性割合が 40% 以上となるように努める。

3 理事候補者の構成は原則として、外部理事割合が 25% 以上となるように努める。

4 前項の外部理事とは最初の就任時点で、下記のいずれにも該当しない者を指す。

ア) 日本自転車競技連盟と下記の密接な関係があるもの

・過去 4 年間の間に日本自転車競技連盟の役職員又は評議員であった

・日本自転車競技連盟と加盟関係等にある都道府県車連等の役職者である

・日本自転車競技連盟の役員または幹部職員の親族（ 4 親等以内）である

イ) 自転車競技における我が国の代表選手として国際大会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

ウ) 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、自転車競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

（時期および期間）

第 4 条 役員任期満了に伴う選任については、任期満了年の定時評議員会で、選任するものとする。

（会長・副会長・専務理事・常務理事の選任）

第 5 条 評議員会で理事が選任された後、直ちに当該理事による理事会を開催し、理事の互選により会長を選任し、その後、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

2 会長選任の際の議事の運営責任者は、前任会長もしくは前任会長が指名する者があたる。

（規程の改廃）

第 6 条

この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

付 則

この規程は、平成 10 年 11 月 28 日より施行する。

付 則

この規程は、平成 12 年 10 月 2 日より施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 9 月 13 日より施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

本規程第 3 条について、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記を行った最初の年度にあつては、最初の定時評議員会で選任するものとする。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 14 日より施行する。

付 則

この規程は、令和 7 年 3 月 19 日より施行する。